

【対象となる世帯等について】

(1) 基準日（令和7年7月1日）に、
申請することができます。

記入例（裏）

次のいずれかに該当する場合に
ください。

- ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しています。
【添付書類】生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
※生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。
→該当の場合、(2)以降の記載は不要です。
- ☒ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
※道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯は除く。
- ☐ <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
【添付書類】扶養親族申告書（様式1－4）

(2) ①から⑤までの該当する項目の□に✓点を記入してください。）
（次の者の課税証明書等を提出します。）

①	☒ 親権者（両親）2名分
②	☐ 親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 ☐ 親権者のうち1人が無職・無収入（令和6年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 ☐ 離婚・死別等により親権者が1名の場合 ☐ 家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
③	☐ 未成年後見人（ ）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐ 主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐ 高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

所得に関する書類を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
静岡 太郎	父	静岡 春	母

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象の高校生等本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---